

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第12号

平成30年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月7日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成30年12月20日（木）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	長谷川	真也	議員	2番	戸田	馨	議員
3番	互	金次郎	議員	4番	降旗	聡	議員
5番	加藤	克明	議員	6番	佐藤	清治	議員
7番	増田	等	議員	8番	平野	千穂	議員
9番	佐藤	永子	議員				

不応招議員（なし）

平成30年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年12月20日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第9号議案 平成30年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	長谷川	真也	議員	2番	戸田	馨	議員
3番	互	金次郎	議員	4番	降旗	聡	議員
5番	加藤	克明	議員	6番	佐藤	清治	議員
7番	増田	等	議員	8番	平野	千穂	議員
9番	佐藤	永子	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原	恵人
副管理者	鈴木	勝
監査委員	小島	伊紀
消防長	戸井田	勉
会計管理者	増田	典道
次長	田中	文雄
副参事	小池	稔
予防課長	小川	勝司
吉川消防署長	黒田	信浩
指令室長	山崎	隆行
松伏消防署長	伊藤	嘉則

本会議に出席した事務局職員

書記長	大澤	克弥
書記次長	清水	万里
書記	松鷹	亮紀

○佐藤永子議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○佐藤永子議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成30年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○佐藤永子議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○佐藤永子議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤永子議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

1番 長谷川 真也 議員

2番 戸田 馨 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○佐藤永子議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○佐藤永子議長 日程第3、選挙第3号 副議長の選挙についてを議題といたします。

平成30年7月25日付にて副議長より辞職願の提出がありましたことから、地方自治法第108条の規定に基づき、7月27日付にて許可をいたしました。

ついては、議会会議規則第79条第3項の規定によりこれを報告します。

ただいまにおきまして、消防組合議会副議長が欠員となっておりますことから、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。

いかがでしょうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 指名推選という声がございました。

そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 異議なしということですので、それでは選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名いたします。

副議長に、戸田馨議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました戸田馨議員を副議長当選人と定めることにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、戸田馨議員が吉川松伏消防組合議会副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、副議長に就任されました戸田馨副議長より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

○2番 戸田 馨議員 ただいま副議長の命を拝命いたしました戸田馨でございます。

まずは吉川松伏消防組合の皆様には日ごろより地域住民の命と安全を守ってくださっていることに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私たち消防組合議員の使命としては、皆様の活動や職務が正しく、広く住民に周知されること、また職務遂行のためのよりよい環境をつくり出すということが使命だと思っております。そうしたことを念頭に置きましてこの職を全うしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤永子議長 ありがとうございます。



◎諸般の報告

○佐藤永子議長 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成30年8月から平成30年11月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○佐藤永子議長 日程第5、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 おはようございます。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第4回定例会に際しまして出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速でございますが、3点の行政報告をさせていただきます。初めに、防災活動車の

交付車両についてご報告をいたします。本年4月に公益財団法人日本消防協会より交付車両の要望調査がございました。当消防組合において要望したところ、平成30年10月2日付にて軽バンタイプの車両の交付決定書が送付され、12月6日に納車されたところでございます。当該車両の運用方法といたしましては、緊急車両として登録をいたしましたので、災害時における警防支援班による消防機械器具等の搬送や緊急消防援助隊として出動した場合の交代要員の移動車両、また平時においては事務連絡車として多目的に運用していく予定でございます。

2点目、平成30年3月に火災予防条例を一部改正し、10月1日施行しました違反對象物の公表制度についてご報告をいたします。消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その違反内容を利用者等へ公表する制度でございますが、平成30年12月20日現在、公表件数はゼロ件となっており、引き続き利用者等の防火安全に対する情報提供に努め、火災被害の軽減を図ってまいります。

3点目、平成30年5月に導入をいたしました外国人からの災害通報に際し16言語に対応する三者間通訳システムの運用についてご報告いたします。総務省消防庁では2020年東京オリンピックに向け、全国各地の119番通報において言語の支障なく消防、救急サービスを受けられるように、導入を目指しているところでございます。当消防組合では運用開始後、外国語による119番通報はございませんでしたが、外国人のいる救急現場で1件本システムを活用した実績がございました。今後におきましても、外国人労働者の受け入れ拡大などの動きもございますことから、より幅広く円滑に運用を図ってまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。



◎一般質問

○佐藤永子議長 日程第6、一般質問通告第1号、一般質問を行います。

通告に従いまして、8番、平野千穂議員の質問を許可します。

通告第1号、8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 改めまして、おはようございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項は3点です。1点目、危機管理対応マニュアルの見直しは行ったのか。2点目、消防施設等の点検不備、未報告への対応について。3点目、消防団員の装備の充実について一括して質問を行います。

まず1点目です。消防危機対応マニュアルの見直しについてですが、平成29年10月に発生いたしました救急車による誤搬送について、その後速やかに原因の究明、再発防止策の検討を行い、全職

員に対し事故概要の周知とあわせて注意喚起、業務改善に努めていらっしゃるのご報告がありました。しかしながら、当時管理者、副管理者、組合議会議員への報告、またマスコミ発表などは行っていない、このことは問題であるとの指摘を受け、市町民目線の立場に不足があった、公表や信頼回復などの対応措置について管理者、副管理者に相談すべきであった、危機管理対応マニュアルなど制度の見直しをしていくとの見解を示されていました。

そこで、質問です。①、制度を見直すことについて、市町民、管理者、副管理者、組合議会議員、職員への報告、また周知のほうは行ったのでしょうか。

②、危機管理対応マニュアルなどの制度の見直しは行ったのか。また、改正した箇所についてご説明をお願いします。

③、この危機管理対応マニュアル、改正したとすれば、その内容について市町民、管理者、副管理者、組合議会議員、職員への報告、周知は行ったのでしょうか。

質問事項の2点目です。消防設備等の点検不備、未報告への対応について。消防設備等点検報告について、6カ月に1回の機器点検、1年1回の総点検を行い、店舗や飲食店などの特定防火対象物は年1回の報告、そして共同住宅や工場などの非特定防火対象物は3年に1回の報告というものが義務づけられていると認識しております。平成28年は特定防火対象物365件、非特定防火対象物1,331件、合計1,696件のうち、点検、報告件数はわずか673件、パーセンテージにして39%ということでした。点検不備や未報告であった場合は職員の方々が連絡や立入検査を実施しているとのこととございました。ことし10月からは、先ほど管理者のほうから報告もありましたように、違反對象物の公表制度のほうが始まるため、特定防火対象物についてはそれまでに全て立入検査のほうを実施する予定というふうに聞いておりました。

そこで、質問です。実施済みの件数について、そして是正の物件があれば件数をお示してください。

質問事項の3点目です。消防団員の装備の充実について。近年、地震災害や自然災害などの大規模災害が日本各地で発生をしております。災害が大きければ大きいほど広域的な応援には時間を要することから、発災直後の初動期において、日ごろ地域に密着をした活動の経験を生かした消防団の方々の人命救助、また初期の消火活動というものが被害の軽減につながると思います。

そこで、質問ですが、①、消防団員に貸与される装備の充実、特に現在団員同士、また消防本部との情報共有、指示連絡に支障があるというふうに聞いております。状況の把握、検討していることなどございましたらご説明願います。

○佐藤永子議長 ただいまの8番、平野千穂議員の一般質問に対して答弁を求めます。

戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 平野議員のご質問に順次お答えさせていただきます。

初めに、1点目の危機管理対応マニュアルの見直しは行ったのかのうち、1番目の制度を見直しすることについて、市町民、管理者、副管理者、組合議会議員、職員への報告、周知は行ったのか

でございますが、危機管理対応マニュアルにつきましては、平成30年2月8日付管理者承認に基づき全部を改訂し、その後平成30年5月11日にその一部を改訂したところでございます。

本マニュアルにつきましては、消防本部訓令として制定しております消防広報規程に付随するマニュアルでありますことから、消防長決裁を経た後に副管理者、管理者の承認により改訂し、職員に対しましては、改訂に至る趣旨を含め、同日付で報告及び周知を図ったものでございます。

本マニュアルの改訂につきましては、公布、告示行為を要する案件でないことから、市町民に対する周知はしておりません。

組合議会議員に対しましては、平成29年12月本定例会において、本マニュアルの見直しを図るとの答弁でございましたことから、報告が遅くなり反省しているところでございます。

次に、2番目の危機管理対応マニュアルなどの制度の見直しは行ったのか、改正した箇所はについてでございますが、お手元に改正後の危機管理対応マニュアルを配付させていただきましたので、ご参照していただければと存じます。

改訂の要旨につきましては、改訂前のマニュアルは体系図のみでありましたが、改訂後は本文と体系図により詳細に定義づけをいたしました。また、著しい信用失墜行為、住民に対する不利益を生じさせた事案等が発生した場合は、万全な初期対応を実施の上、消防長及び所属長等から事故報告書により管理者、副管理者へ報告する旨を明確化いたしました。また、事案内容の重い軽いにかかわらず公表が必要と判断された場合は、早期に公表を実施するものといたしました。以上が主な改訂の概要でございます。

次に、3番目の改正したとすれば、市町民、管理者、副管理者、組合議会議員、職員への報告、周知は行ったのかについてでございますが、先ほど1番目の質問において申し上げましたとおりでございます。

2点目、3点目につきましては、担当よりお答えさせていただきます。

○佐藤永子議長 小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 予防課長の小川でございます。よろしくお願いたします。

2点目の消防施設等の点検不備、未報告への対応のうち、1番目の実施済み件数でございますが、当組合といたしましては、点検不備や未報告も火災予防上の観点から重要であると捉えておりますが、立入検査を実施するに当たりましては、火災の危険性が高い防火対象物を判定するために、1つ目に防火対象物の構造、用途、規模に起因するもの、2つ目に消防用設備点検に起因するもの、3つ目に防火管理に起因するもの、4つ目に過去の立入検査に起因するものを点数化し、点数の高い防火対象物から立入検査を実施する方法を採用しております。このような方法により、平成29年4月1日から公表制度の施行日であります平成30年10月1日までの立入検査を188件実施いたしました。

次に、2番目の是正物件の件数でございますが、先ほど申し上げた期間の立入検査で、法令違反

施設については136件ございました。是正がなされた施設は84件、約62%の是正率となっております。そのうちご質問されております消防用設備点検未報告違反は77件で、是正件数は44件、約57%の是正率となっております。是正のされていない防火対象物につきましては、引き続き是正に向け指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤永子議長 田中文雄次長。

○田中文雄次長 次長の田中でございます。

3点目の消防団員の装備の充実についてのうち、情報共有、指示連絡の支障に対する状況把握、検討していることについてでございますが、平成26年に一部改正された消防団の装備の基準に基づき、多機能型消防団車両の導入を平成27年度より進めているのを初め、平成28年、29年度には防火衣の更新にも取り組んだところでございます。

ご質問の情報共有、指示連絡につきましては、現在消防団が出動する災害活動において、消防本部から消防団に情報を一方的に伝達する受令機を車両に1台、各分団に2台配備しております。また、災害現場に到着した消防団には指揮隊から少電力トランシーバーを貸し出ししております。しかしながら、出動途上において双方向の通信ができない環境であるため、大規模災害時においても使用可能な双方向の情報通信機器の充実が必要不可欠と認識しております。

双方向の情報通信機器といたしましては、消防本部が使用している無線機がございしますが、免許の取得が必要となり、消防団の体制上、継続的な使用が難しいと考えております。そのほかの無線機といたしましては、少電力トランシーバーまたはデジタル簡易無線機などがございまして、これらの無線機のメリット、デメリットを勘案し、消防本部と消防団が双方向で交信可能な無線機の導入について検討してまいります。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいまの答弁に対して、再質問ありませんか。

8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 では、順次再質問をしていきます。

まず1点目、危機管理対応マニュアルについては、2回、平成30年の2月と5月に改訂を行ったということで、管理者のほうからも承認をいただき、職員の方には通知をされたということで理解をしました。しかしながら、組合議会議員のほうへのその2回とも改訂したことについての説明はありませんでしたし、また市町民の方に対しても周知をしていないというご答弁でした。今回この危機管理対応マニュアルの見直しをしなければいけなくなったその要因というか、原因から考えると、きちんとした手段というか、はとってのことだと思いますが、市民目線の立場に不足があったということで、公表や信頼回復などの対応措置について、今回のこの流れというのが適切であったのかどうかというのは甚だ疑問が残るところです。

また、ホームページで新着のトピックスがございいますが、その中に今回の運用マニュアルの改正や、それに至るその経緯についても今のところは載っていない状況ですので、過去にはもしかしたらあったのかもしれませんが、聞くところによると、一定期間を過ぎるとそういったトピックスのところからも消えてしまうということですので、重要な案件については、年数がたったからといっても、過去にさかのぼってどういったことがあったのかということが一般の市民、町民の方が見て確認ができるような、このようなホームページ上の運用、公表というものもしていただくことが開かれた消防の運営というふうに言えるのかなというふうに思います。その件について見解を改めて伺わせてください。

2点目の消防設備の点検不備、未報告の対応についてですが、以前のご答弁では、今年10月から違反対象物の公表制度が始まるために、特定防火対象物については全て点検をしていくということで伺っておりました。今のご報告では、4項目ですか、いろいろと過去の違反ですとか報告の状況などで点数化をして、点数の高いものから優先的に点検を行っていたというふうにご説明がありました。188件ということなのですが、以前ご報告があった特定防火対象物としては、その時点では平成28年度ですか、365件あるということなので、ちょっとわからないのですが、その全件をこの10月までの期間にやられる必要があるのかなというふうに思ったのですが、そこは状況としてはどうなのでしょう。予定はされていなかったということでしょうか。

この188件のうち法令違反が136件あったということで、そのうちの是正済みが84件、まだ是正されていないところについては今後ともきちんと是正されるようにということで、そこは理解をしましたが、その中で私もホームページ見まして違反対象物の公表制度、現在該当するものはありませんというふうにはなっていますが、この点検の件数だけ見て大丈夫なのかどうかというのは言い切れるのかというふうに思うのですが、その点についてももう少し説明をお願いいたします。

消防団員の装備の充実についてです。特にこれの中の情報の共有、指示連絡のほうに支障があるというふうに私のほうには話が来ています。今のところ車両に1台、そして各分団に2台、それから出動の際にはトランシーバーの貸し出しは行っていらっしゃるようですが、ただ双方向にはなっていないということで、特に大型の災害、そういったときには双方向の連絡というものが必要なのかなというふうに思います。これは毎年予算では、予算のその要望というのは出されているのかどうか、もしお答えできるようでしたら、価格についても、無線機だと免許が必要ということで、消防団の方々ではなかなか難しいということなのですが、簡易型のものもあるというお話ですので、簡易型のものであれば大体1台お幾らぐらいなものなのか、そちらもあわせてご説明をお願いします。

○佐藤永子議長 ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 平野議員の再質問にお答えさせていただきます。

危機管理対応マニュアルにつきまして、市町民にホームページなどで公表したほうがよろしいの

ではないかというお話ですが、うちのほうで先ほど申しましたとおり、条例等規則、そういうものに対しては知らせるという考えでございましたが、内規につきましても市町民に関係するものにつきましても、必要かどうかを含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 それでは、平野議員の再質問にお答えいたします。

公表制度、特定防火対象物というところで全て回る必要があるのかというところなのですが、公表制度に限らず防火対象物、先ほどお伝えしました点数化をして、特定防火対象物、非特定防火対象物、または違反のある防火対象物、違反のない防火対象物をその危険に合わせて、高いところをまず立入検査をしたほうが良いというところで実施しております。当然特定防火対象物につきましては点数が高くなっていく、優先順位は高くなっていきますので、そのような方法で実施しております。

防火対象物の点検報告を上げる対策といたしましては、3つの対策をとっております。まず1つ目としましては、新規に防火対象物が完成した場合には消防検査が行われるわけなのですが、そのときに「今後の消防用設備等の維持管理について」という文面を作成しておりますので、そちらのほうをお渡しして、その内容に今後消防設備点検を実施していただいて報告してくださいという内容が記載してあります。また、消防用設備点検のリーフレットありますので、それもお渡ししている状況です。

2つ目としましては、立入検査の強化をしております。強化というのは、立入検査を増やしているというところでございます。

3つ目の対策としましては、来年度設備点検を未実施している防火対象物に対して、設備点検を実施するようにという通知を出して、郵送しまして設備点検の報告率を向上させようと対策を練っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤永子議長 田中文雄次長。

○田中文雄次長 それでは、平野議員の再質問に答えさせていただきたいと思えます。

先ほども答弁したとおり、消防本部といたしましても双方向の情報通信機能充実が必要不可欠ということは認識しております。その中で今現在もそれが整備されていないというのは実情でございます。先ほども答弁した中で、平成26年に消防団の装備の基準が改正されて以降、多機能型の消防団車両であったり、防火衣の更新等を進めております。その中でトランシーバー、双方向の情報通信機器ということもそれ以降毎年度予算要求のほうはしているところでございます。それで、その要求に基づきまして消防組合で策定している実施計画のほうにもそういった予算付けということで方向性のほうだけは示させていただいております。

先ほど価格の面ということでもご質問がございましたとおりなのですが、まず消防組合のほうで使用しているデジタル無線機というものは無線の免許が必要となります。その免許の取得についても講習、国家試験を受けて資格を取得するので消防団の体制上非常に難しいと考えております。また、機器も高額でございまして、車両に積載するものであれば200万円以上、携帯型の無線機ですと60万円以上するような現状となっております。それに代わるものとしたしまして、少電力トランシーバー、デジタル簡易無線機、こうしたものも検討しているところですが、まず少電力トランシーバーにつきましては、機種、メーカー等にもよるのですが、大体1万円から2万円程度費用がかかります。そのほかにオプションとしてマイクを付けるだとか、バッテリーだとか、充電機器、そういったものが必要となってきます。簡易デジタル無線機につきましては、やはり値段の差はあるのですが、4万円から5万円ぐらい1台価格はいたします。それについてもオプションとしてマイクであるとか、バッテリー、充電器等々が必要になってきます。その中で金額の差はあるのですが、配備する個数などを調整しつつ、今後も消防団のほうに双方向通信可能な情報機器を導入していきたいとは考えておりますので、またこちらについても財政状況を鑑みながら検討のほうを進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 1点目の危機管理対応マニュアルの見直しは、条例、規則ではないので公表しなかったということで、今後は内規も検討されていくということでした。

管理者のほうにお伺いしたいのですが、承認されたということで、この間の流れについて等を市民の方、町民の方にしっかりと周知をする必要があるかどうかということをご検討されたのでしょうか。また、議会のほうにもその間2回改訂したことについての報告なかった点についてもご見解を伺いたいと思っております。

2点目の消防設備の点検についてですが、設備点検の報告率向上するために、3点ぐらいですか、いろいろと取り組まれているということでは理解はしました。もしわかるようでしたら、全国、それから埼玉県、この報告率というのですか、進捗率、その比較になるようなものがあればお示しをしてください。

3点目の無線機の件ですが、なかなか予算としても今までいろいろと多機能型の車両、また消防服のほうの更新ということで費用がかかっているということで、こちらの無線機の配備のほうまでは今のところ進んでいなかったということでした。価格としてはこの少電力のトランシーバーであれば1万円ぐらい、簡易デジタル無線機であれば4万円から5万円ぐらいということで、比較的消防の職員の方々が使っているデジタル無線機と比べるとかなり安価な金額で購入ができるということですので、ぜひとも今後はご検討をしていただきたいと思います。

貸し出しというふうに今現在トランシーバーのほうはなっているのですが、ということは、平常

時は各分団の詰所というのですか、だったり、その分団長、班長さんのところに平常時から置いてあるものではなく、何かあったときに貸し出すというような形で理解をしてよろしいのでしょうか。小さな火災ですとかであれば、現場に駆けつけてからその場でお貸しするというのもあり得ると思うのですが、大規模のときにはそういった形ではもう無理ですので、各地域で消防団の方々がすぐに対応できるような形でのその貸与の仕方というのですか、が必要かとは思いますが、そのあたり今現在どのような形になっているのか。

いただいた一般質問の資料のほうの、これは現在だと思のですが、消防本部と消防団の連絡系統について、下の部分のトランシーバーでの消防団のところの伝達方法、消防団からの伝達方法としては電話ということなので、これは多分携帯電話かと思われるのですが、大規模の災害時には携帯電話のほうはなかなかつながらない状況というのはあるのかなと思いますが、そのこの体制でどのような形で行っていらっしゃるのか、ご説明願います。

○佐藤永子議長 ただいまの再々質問に対して答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 再質問にお答えをさせていただきます。

今回の事案は原因調査、そして再発防止というのが一番大事だと私は考えておまして、その点は強く指示をしたところでございます。今後今回議員の皆様には報告が遅くなったという点を踏まえて、スピード感を持ったしっかりとした対応をしていきたいと思っております。

また、市町民、またマスコミ等の公表ですけれども、当消防組合は基本的に情報をオープンにしようという姿勢を打ち出しておりますので、決してクローズにする気持ちはありません。必要とされる情報はしっかりと今後も公表していきたいと思っておりますし、現場で必要のあるもの、必要ないものの精査してしっかりと対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 それでは、平野議員の再々質問にお答えいたします。

全国、埼玉県の設定点検報告率なのでございますが、まず全国の平均なのでございますけれども、これは平成29年3月31日時点でございます。全国の平均が49.2%、埼玉県の点検率が42.9%となっております。当消防組合の点検率なのでございますが、対象物件につきましては1,720件、報告点検済みなのでございますけれども、781件、点検率が約46%となっております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 田中文雄次長。

○田中文雄次長 それでは、再質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

貸し出しのトランシーバーについてでございますけれども、こちらについては災害発生時に貸し出しをしているというような状況となっております。平時において何か消防団の方が器具点検だと

か、そういったときに使っているというわけではなくて、災害時のときに指揮隊からトランシーバーを貸し出しして、現場での交信ということで使わせさせていただいているのが現状でございます。大規模災害時につきましては、当然数に限りもございますので、そういった対応については今の現時点では困難だと思っております。

それと、皆様のお手元に示してあります一般質問資料のほうでございますけれども、消防本部と消防団の連絡系統のところでは出動要請のところ、右上の矢印なのですが、電話及びメールにて出動要請を実施というふうに記載してございます。これは、通常、吉川または松伏管内で建物火災等が発生した場合、現場に到着した指揮隊が消防団の出動が必要だと判断した場合に指令室のほうから消防団のほうに出動要請がかかります。なので、この場合についてはまだ電話回線、メールなどが使用できる環境ということなので、そういった場合にはこのような体制で出動要請をしております。大規模災害のときには電話もしくは電気、ライフラインが当然途絶されるようなことも考えられます。その場合については、今現在電話も使えなければメールも使えない状況であれば、消防団のほうに先ほどお話しした受令機を支給してございます。そのときには消防本部のほうから一方送信で各消防団については消防署のほうに集合するように指示をするような体制をとっております。それに基づきまして集まった消防団員に対しまして災害現場ごとに活動してくれというような指示をしていきたいというふうに今現在は体制を整えております。

今後、先ほど要望もございました双方向送信可能な無線機については、やはり必要というふうに私自身も認識しておりますので、引き続き要望のほうはしていきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 では、1点のみ確認なのですが、今示されておりました一般質問の資料の消防本部と消防団の連絡系統のところですが、出動要請については理解しました。ただ、大規模災害の場合には、地震とか水害のときにはもうわかりますので、消防団の方々もすぐに対応はしていただけるのかなというふうには思っているのです、今の状況でも。あとは大きな火災のときなどはこういった形で、現場に到着した消防署の方が必要があれば消防団のほうに連絡をしていただく体制になっているということで理解をしました。この下のほうの消防団の、トランシーバーのところですね、こちらのほうに現在は消防団のほうは消防無線配備していないので、消防本部からの一方通信となっていて、消防団からの情報伝達を行うときは電話となっているので、この部分は、ですので今でも受令機のほうだけという認識で、一方的に情報として来るだけである。地域で災害のときの把握というものは、各消防団の方々はその地域の特性などもわかった上で活動されると思いますし、各市町、それから消防本部のほうでもそういった各地域でどのような状態になっているのかというのを把握をするというのが初期段階でとても大切だと思います。

先ほど言ったその貸与という意味では、では今後も各消防団のほうにはトランシーバーというも

のを平時の時点から置くということはご検討はされていないということよろしいですか。

○佐藤永子議長 田中文雄次長。

○田中文雄次長 それでは、質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

こちら連絡系統のほうに示しております災害出動時の無線連絡方法については受令機というようなお話しております。この場合、指令室のほうから消防団の要請をした後に、当然一方送信という状況となっておりますことから、その無線の合間を縫って消防団宛てに災害発生場所の無線交信というか、連絡をしているような状況となっております。ただ、タイミング的なものもございしますので、当然それが受信できない場合もございしますので、その場合に消防団の方がどうしても災害発生場所がわからないというときには、消防本部のほうに電話連絡をして災害が発生しているのはどこなのかというような確認をとらざるを得ないというような状況となっております。

先ほどご質問ございました各地域でもどのように状況を把握するのが大切かというような質問もございましたとおり、当然それも十分大切なのですけれども、まず現場把握につきましては、その現場に到着している指揮隊のほうが現場の状況を把握いたします。それに応じて先ほど申し上げましたとおり消防団の要請が入ります。現場に到着した消防団は指揮隊のほうに赴きまして、今の状況の報告を受けます。その報告を受けて活動指示があったときにそれに従って活動していただくというような形になっております。その場合にやはり指揮隊と消防団との無線交信でトランシーバー等、そういった双方向の通信機器が必要となるということなので、今現在全ての分団に貸与できない状況でありますことから、数限られた台数ではございますけれども、そうした対応を今とっているような状況でございます。

それと、各消防団に平時の時点で置くのかというような質問もございました。今後導入していく双方向の通信機器につきましては、平時でも使えるような体制というふうに考えております。当然大規模災害、一般的な災害といえますか、そういったときにも当然使いますし、その地域での活動、例えば消防訓練であったりとか、日ごろの点検なんかのときでも必要があれば使えるような状況にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 最後に、管理者のほうに今の連絡体制、私としては不十分だというふうに思っておりますが、一般質問のところにもありますように、やっぱり消防団の方、日ごろの地域に密着した活動の経験を生かした消防団の方々の災害時における活動というのはとても今重要視されております。そのような中で、管理者のほうとしての認識、見解などを伺えたらと思います。

○佐藤永子議長 答弁求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 私も消防団の皆さんとかなり細かくいろんな情報交換しておりまして、さまざま

なご意見をいただいております。その必要性も踏まえてご要望いただくこともありますし、またその使える範囲がどこまでなのかということで、現場として自分たちはどこまで対応できるのかという逆に不安の声も私のところに届いたりしていますので、しっかりと現場からの声を受けて精査しながら、どういったものがベストなのかというのを丁寧に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番 平野千穂議員 以上、終わります。

○佐藤永子議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○佐藤永子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤永子議長 日程第7、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をさせていただきます。

平成29年度決算は、予算現額17億4,530万9,000円に対しまして、収入済額17億3,658万8,750円で、支出済額16億9,541万1,718円でありましたことから、歳入歳出差引残額は4,117万7,032円でありました。

主要な施策の成果につきまして申し上げますと、1点目は、研修及び救急医療連携事業におきまして、災害時に現行の消防力を最大限発揮できる消防体制の確立を図るため、これまでの更新整備で配備した消防施設及び装備などの運用、活動に資するよう、人員の専門的知識、技術の向上を図りました。

2点目は、車両整備事業におきまして、松伏消防署に配備する高規格救急自動車、高度救命処置用資器材並びに資機材搬送車及び水難救助用ボートを更新整備し、消防施設等の充実強化を図りま

した。

3点目は、吉川市及び松伏町消防団運営事業で、災害対応、安全管理の向上に資するための防火衣の更新配備や、消防団技術競技会の開催による士気、技術の向上、PR活動など地域防災力の充実強化を図りました。

以上が平成29年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出をしております主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

○佐藤永子議長 次に、増田典道会計管理者。

○増田典道会計管理者 それでは、平成29年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、別冊決算書の9ページ、10ページをごらんください。歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございしますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額15億9,475万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の15億9,475万9,000円で行いました。当消防組規約第14条に基づき、構成市町からの常備及び非常備消防費分の負担金の構成比は、収入済額全体の91.8%で行いました。負担金額は、右側備考欄のとおりでございます。なお、構成市町におきまず常備消防費の当該決算年度の負担割合を申し上げますと、吉川市が65.55%、松伏町が34.45%で行いました。

次に、5款繰入金でございしますが、収入済額475万1,551円で、高規格救急自動車及び資機材搬送車の更新整備に伴う財源といたしまして、消防施設整備基金から繰り入れたものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開きください。8款組合債の収入済額は7,220万円でございます。内容といたしましては、高規格救急自動車、資機材搬送車及び両市町消防団車両の更新整備の財源として借り入れをしたものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額17億4,530万9,000円に対しまして、収入済額は収入率99.5%の17億3,658万8,750円で、対前年度比5,121万266円、3.0%の増で行いました。主な要因でございしますが、負担金の増でございます。

続きまして、歳出でございします。13ページ、14ページをお開きください。下段の3款消防費の構成比は歳出総額における89.4%で、支出済額は15億1,493万7,329円で行いました。

目別に申し上げますと、1日常備消防費は、支出済額13億2,897万7,244円で、右側備考欄の消防職員給与費11億9,588万6,149円は、歳出総額の70.5%を占めております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。備考欄上段の研修事業は、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校入校負担金や救急救命士養成負

担金などに440万6,105円を支出いたしました。

次に、23ページ、24ページをお開きください。備考欄上段の応急手当普及啓発事業は、住民等に対する救命講習の実施などに伴います訓練用資器材や消耗品などに74万3,607円を支出いたしました。備考欄中段の救急医療連携事業は、救急業務の高度化や救急救命士等に対する各種専門的教育に要した費用で、特定行為指示指導料、事後検証委託料、病院実習委託料などに215万4,016円を支出いたしました。

次に、25ページ、26ページをお開きください。下段の2目消防施設費は、支出済額7,955万6,473円でした。

次に、27ページ、28ページをお開きください。備考欄中段の車両整備事業におきましては、資機材搬送車に1,355万4,000円、高規格救急自動車に3,461万4,000円の更新整備費用などを支出いたしました。

中段3目非常備消防費は、27ページから32ページになりますが、支出済額が7,113万5,933円で、吉川市並びに松伏町消防団団員報酬、災害出務などの費用弁償、防火衣、団運営補助金などを支出いたしました。

次に、上段4目非常備消防施設費は、支出済額が3,526万7,679円で、両消防団におきます機械器具置場の修繕料や土地借上料のほか、吉川市消防団第3分団及び松伏町消防団第7分団の車両にそれぞれ1,449万2,520円の更新整備費などを支出いたしました。

次に、下段の4款公債費の構成比は歳出総額の10.5%を占めております。支出済額は1億7,800万4,359円でした。

次に、33ページ、34ページをお開きください。中段の6款予備費でございますが、全国消防救助技術大会出場に伴います諸経費、賠償金、漏水対応経費などに150万3,000円を充当したものでございます。

以上、歳出合計は、予算現額17億4,530万9,000円に対しまして、支出済額は、執行率97.1%の16億9,541万1,718円で、対前年度比は6,472万9,335円、4.0%の増でした。主な増要因でございますが、人件費や公債費の増でございます。

以上で、平成29年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○佐藤永子議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀監査委員 監査委員を代表いたしまして、平成29年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

平成30年8月24日に議会選出の加藤監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財

産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

平成29年度決算におきます計数等は、先ほど会計管理者よりご説明がありましたことから、決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきます。

平成29年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針や吉川松伏消防組合実施計画に基づき、財政状況、社会的情勢、消防行政需要などさまざまな状況に応じ、計画的かつ適正な執行がなされていたものと確認できるものでございました。

これまでの更新整備で配備した消防施設及び装備など、保有する消防力を最大限発揮できるよう、人員の資質や知識、技術の強化による消防組織力の向上を初め、高規格救急自動車や資機材搬送車の更新における消防施設の充実、地域防災の要となる各消防団への装備の充実化、管内教育機関での救急指導の実施など、災害時における万全な消防活動体制の強化や地域防災力の強化が図れたものと評価できるものでございます。

近年におきましては、大規模災害の発生も危惧されるところであり、消防に対する市町民の関心や期待は高く、そのニーズに迅速かつ的確に対応するため、さらなる消防組織力の向上を図り、より一層地域コミュニティや地域住民との関わりを強化し、地域防災力の底上げに尽力されますことを期待いたしまして、平成29年度決算審査における意見とさせていただきます。

○佐藤永子議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、平野千穂議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 8番議員の平野千穂です。議案第8号 平成29年度一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

まず、決算書15ページ、16ページ、3款消防費、こちらの中の研修事業440万6,105円、主要施策成果及び事業実績説明書のほうの10ページになります。救急救命士養成研修について、救急救命士の資格取得お1人ということでした。そちらの全国、また県内との比較、今後のご予定についてお尋ねをいたします。

続きまして、決算書15ページ、16ページ、人事管理事業153万2,210円、こちら主要施策成果及び事業実績説明書のほうの12ページになります。3名の方の新規採用があったとの内容です。それに伴いまして平成29年度退職の方、また再任用の職員の方の人数、今後の予定についてお尋ねをいたします。あわせまして、全国及び埼玉県内の消防職員との平均年齢の比較、わかりましたらご答弁願います。

続きまして、決算書17ページ、18ページ、安全衛生管理事業214万8,410円、実績説明書のほうの13ページになります。ストレスチェック制度について、衛生委員会を実施とありますが、こちらはストレスチェックの実施をされたのかどうか、また昨今話題になっておりますハラスメントについ

での研修、またコンプライアンス研修などの実績、有無についてお尋ねをいたします。

最後に、決算書の19ページ、20ページ、少年消防クラブ運営事業46万7,579円、実績説明書のほうの15ページになります。また、16ページのほうには全国消防クラブ交流会に参加や、年間の活動などがご報告をされております。将来的な地域防災の担い手の育成となる少年消防クラブの市内、町内での活動、またイベントの参加状況についてお尋ねをいたします。

○佐藤永子議長 8番、平野千穂議員の質疑に対して答弁を求めます。

小池稔副参事。

○小池 稔副参事 消防本部副参事の小池と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、平野議員の質疑にお答えいたします。初めに、1点目の研修事業、救急救命士の資格取得でございますが、平成29年度中1名を救急救命東京研修所において約6カ月間の研修を実施し、現在は救急救命士として救急隊に配属しております。県内との比較でございますが、平成29年度、県内27消防本部から52名が東京研修所、埼玉県養成所に入校しております。消防本部ごとの人数につきましても、各消防本部の入校希望数、研修所の受け入れ可能人数を踏まえまして、埼玉県消防学校において調整を図り、おおむね消防本部ごとの管轄人口割合に応じて決定がなされているものでございます。今後の予定につきましては、当消防組合につきましても希望するとおり、平成21年度から平成35年度まで各年度1名の枠組み数を県からいただいているところでございます。

次に、2点目の人事管理事業、3名の新規採用、今後の予定につきましては、先の議会でも述べているところでございますが、平成34年度を目途に南分署に消防隊1隊を増隊するため、6名を増員する予定がございます。退職者などの欠員補充を除きまして、平成30年度を含め年度ごと2名、3カ年で増員分を採用し、研修及び教育を重ねまして万全な組織体制の構築を図っているところでございます。退職者につきましては、平成32年度及び平成34年度末にそれぞれ1名の定年退職者を予定しております。再任用職員につきましては、現在3名が在職しておりまして、31年度は1名を継続任用する予定でございます。

次に、3点目の当事業、全国及び埼玉県内消防職員との平均年齢の比較についてでございますが、平成29年4月1日現在におきます全国の平均年齢につきましては38.2歳、埼玉県につきましては37.9歳となっており、当消防組合の平均年齢は35.7歳となっております。比較いたしますと、全国平均値より2.5歳、埼玉県の平均値より2.2歳若くなっております。

次に、4点目の安全衛生管理事業、ストレスチェック等の実施実績についてでございますが、ストレスチェックにつきましては、職員の定期健康診断実施日において、平成28年度から毎年度1回実施している状況でございます。ハラスメント研修につきましては、平成30年度におきまして同内容を2回に分け、全職員を対象に研修のほうも実施しております。コンプライアンス研修につきましては、新規採用職員研修時に消防職員としての服務規律等について研修を実施しております。

最後に、少年消防クラブ運営事業、市、町での活動やイベント参加状況についてでございますが、

当クラブにつきましては、規律等を身につけ、防災教育を行い、将来の地域防災の担い手となる人材育成を目的として毎月活動をしております。市、町での活動やイベントの参加状況につきましては、吉川市及び松伏町で開催されました市民まつり、町民まつりにそれぞれ市、町に在住しますクラブ員及び準指導者が火災予防や住宅用火災警報器の設置などの呼びかけ、火災予防に関する普及啓発品の配布などを通じまして、市町民に対する防災意識の高揚を図る活動を実施する形で参加させていただいております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 ただいまの答弁に対して再質疑ありませんか。

8番、平野千穂議員。

○8番 平野千穂議員 順次再質疑をしていきます。

救急救命士の資格は平成21年から35年まで各お1人ずつということの計画ということで理解しました。ただ、国とか県とかと比べて平均年齢が低いということですが、各年度お1人ずつということで体制として大丈夫なのかどうか。事前にいろいろ伺ったときには、勤務として5人で含む中にお2人この救急救命士の方がいらっしゃるの、3人体制で出動したときには必ずその中のお1人がこの救急救命士の資格を持っていらっしゃる方ということで認識をしておるのですが、毎回きちんとそれがその5人の中に2人が必ず年間通していらっしゃるのかどうか、ご答弁を願います。

安全衛生管理の事業については、ストレスチェックはもう28年度から行っていただいているということで、この結果というものは、例えば全職員に行っているものだと思うのですが、結果はどのような形で反映というのですか。例えば、上司の方にその内容があったりですとか、町や、あと一般企業なんかで行っているときには、業務でこの業務に対してはストレスが高くなりがちだというのが結果として出てきたりですとか、あと人によっては医療機関などをお勧めするような形があるのですが、そのような体制どのようなふうになっているのか。

コンプライアンスの研修については、新規の採用時のみ行っているということでした。一般企業ではコンプライアンス研修、年に1度なり、複数年に1度行っているところもよく聞きます。そのような形で、新規のときだけで足りているのか。コンプライアンスの問題も昨今とても重要になっておりますので、その点ご見解を伺いたしたいと思います。

少年消防クラブの活動については、規律等しっかりと身につけていただきながら、毎月いろいろなところで活動していただいているということですが、私のほう少年消防クラブの活動についての認識がちょっと薄かったものですので、今現在市民まつり、町民まつりで周知ですか、広報の活動をしてくださっているということなののですが、もっと広く市民の方、町民の方に活動内容ですとか知っていただくために、これは質疑ではないのですが、例えば市ですとか町ですとかで行っている大規模な防災訓練等でも少年消防クラブのお子さんたちが何か一助というか、担っていただけると住民の方へのそういった形の周知というものももう少し広がるのかなというふうに思っております。

す。

○佐藤永子議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

小池稔副参事。

○小池 稔副参事 それでは、平野議員さんの再質疑に対しまして答弁のほうさせていただきます。

まず、冒頭に救急救命士の今後の予定数のところなのですが、私のご説明の中で「平成21年度」と申し上げましたが、「平成31年度」の間違いでございます。この場をかりて訂正とさせていただきます。

まず、救急救命士の人数の関係なのですが、現行の各吉川消防署、松伏消防署、南分署、2中隊でございますので、計6隊の救急隊のほうでございます。そういった中で、各隊に救急救命士は2名は必ずいるような状況でございます。プラスアルファ3名の隊のところも何隊かあるような状況でございます。ただし、救急隊の者もいずれかは消防隊のほうに人事異動がなされ、管理職等で救急隊のほうおりたりするような予定がございますので、そういったところを見据えて1名ずつの養成を踏まえれば2名ないし3名のほうは必ず確保できるというような予定を立てまして、各年度1名の枠組みで必ず常時2名体制は確保できているというような状況でございます。

続きまして、ストレスチェックの結果についてのその後の対応と伺いますか、健康診断の実施時にストレスチェックのほうは必ず受けていただくような形とりまして、それで高ストレスというような判定がなされた場合は、まずは本人、受診者宛てのほうに行く形となっております。そういった中で、そのストレスチェックを実施する団体、今は健康診断を委託している埼玉県健康づくり事業団というところがストレスチェックのほうも請負のほうしております。そういった中で、高ストレスと判断された場合は、まずは消防本部のほうで受診、カウンセリングと伺いますか、埼玉県健康づくりの委託しているカウンセリング的なものを受診の勧奨のほうを行います。それで、その本人が受診をされて、そのカウンセリングの中で交代制勤務には支障があるとか、今の部署では支障があるというようなことを消防本部のほうに情報提供なされれば、それ相応に対応していくような形でございますが、今まではそういったことはないような実績でございます。

続きまして、コンプライアンス研修でございますが、新規採用時に1度実施しているような状況でございます。ですが、消防職員としての服務規律、新採用にかかわらず現行の職員に関しましても定期的に所属長会議等を行っておりますし、消防長からの訓示等でそういった法令遵守等につきましては各課署長に消防長から訓示ございまして、そういったところを踏まえまして各課署長から所属職員に対しましてそういった注意喚起も行ってございますし、またこのところで消防職員につきましても全国的に不祥事等が起きておりますので、毎月全国で起きております不祥事案件等は全職員に周知しまして、毎月、前月に起きた不祥事を周知しておりますし、そういった中で各所属でこういった事件があるのでこういったことには注意してくださいというようなことを実施しております。

最後に、少年消防クラブにつきましての今後のPR等についてでございますが、過去におきまして松伏町さんのほう、防災訓練等においても1度参加させていただいた実績もございます。当消防組合としては次世代の地域防災を担う者の育成、講習を目的としておりますが、これ以降も次年度におきます少年消防クラブのほうの募集をかける予定がございますので、そういった機会を利用しながらPR活動を心がけて、より多くのクラブ員の加入のほうを目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤永子議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐藤永子議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。



◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤永子議長 日程第8、第9号議案 平成30年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第9号議案 平成30年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,707万7,000円を増額し、予算の総額を17億681万9,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど承認を賜りました平成29年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましても、決算による繰越金を常備消防費分及び非常備消防費分にて算出し、構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

債務負担行為の追加など詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤永子議長 次に、戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 それでは、第9号議案 平成30年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書7ページ、8ページをお開きください。5款繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました平成29年度決算につきまして、歳入歳出差引残額4,117万7,000円が生じたので、平成30年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた3,617万7,000円を増額するものでございます。

次に、6款諸収入でございますが、松伏町消防団器具置場新築工事におきまして、建築資材の高騰並びに水道工事追加により98万円の不足が見込まれ、県からの移設補償金を80万円増額するものでございます。

次に、8款寄附金につきましては、東彩ガス株式会社様より消防力の向上に役立てていただきたいとの寄附の申し出があり、10万円を受納するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の消防職員給与費でございますが、原油価格の高騰により燃料費の不足が生じるため、埼玉県市町村職員共済組合負担金100万円、埼玉県市町村総合事務組合負担金70万円をそれぞれ減額し、説明欄中段の車両資器材管理事業におきます燃料費を170万円増額するものでございます。

次に、財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました常備消防費繰越金を負担金に係る精算金として吉川市に2,007万2,000円、松伏町に1,054万9,000円の計3,062万1,000円を負担割合に応じそれぞれ償還するものでございます。

次に、車両資器材管理事業でございますが、歳入にて申し上げました寄附金でございますが、寄附者の意向を踏まえ、消防力向上のために機械器具費10万円を増額するものでございます。

次に、吉川市及び松伏町消防団運営事業におきます非常備消防費償還金でございますが、非常備消防費繰越金のうち、吉川市消防団分377万2,000円を吉川市に、松伏町消防団分178万4,000円を松伏町にそれぞれの収支に応じ償還するものでございます。

次に、松伏町消防団器具置場維持管理事業でございますが、歳入でご説明いたしました松伏町消防団器具置場新築工事におきます不足が見込まれる費用から特定財源となる移設補償費を差し引きますと一般財源が18万円不足となりますことから、消防団器具置場修繕料を減額し、財源とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、4件の追加がございます。1点目及び2点目の人事給与システム賃貸借事業及び保守点検委託業務でございますが、平成30年度末で契約が満了するものでございまして、現行システムの旧式化によるバ

ージョンアップ等の必要があり、システムを平成30年度に導入し、平成31年度より運用するため追加するものでございます。

3点目の多言語通訳事業でございますが、本年度より通信指令室等から民間通訳サービスを経由し、多言語での119番通報などに対応しているところでございますが、契約が年度末満了となり、継続契約が必要でありますことから、追加するものでございます。

4点目の寝具賃貸借事業でございますが、各署仮眠室で使用している布団及びシーツ等の寝具のリース契約が平成30年度で満了し、これからも継続した契約が必要でありますことから、追加するものでございます。

以上で、第9号議案 平成30年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○佐藤永子議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤永子議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐藤永子議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 平成30年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○佐藤永子議長 これで本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時12分